

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年7月17日(2008.7.17)

【公開番号】特開2006-231026(P2006-231026A)

【公開日】平成18年9月7日(2006.9.7)

【年通号数】公開・登録公報2006-035

【出願番号】特願2005-175914(P2005-175914)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 V

A 6 3 F 5/04 5 1 2 J

【手続補正書】

【提出日】平成20年6月4日(2008.6.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球の通過が阻止又は許容される遊技球通路を備え、

該遊技球通路は、遊技球を導入する第1球通路並びに、該第1球通路の下流側において分岐する第2球通路及び第3球通路から構成され、

所定条件が満たされることにより前記第2球通路の遊技球の通過を許容すると共にその通過が許容された遊技球を検知し、さらに前記第3球通路を介して前記第2球通路とは異なる位置への遊技球の誘導を可能とした遊技機において、

前記第1乃至第3球通路が水平方向又は略水平方向に並ぶように複数の前記遊技球通路を並設し、

前記第3球通路の入口部分において前記複数の遊技球通路が並ぶ方向に延びるようにして設けられ、前記第3球通路の遊技球の通過を阻止する阻止部を前記第3球通路に対してそれぞれ有するゲート部材を備え、

該ゲート部材を、前記第3球通路が並ぶ方向のスライド移動により、各第3球通路の遊技球の通過を阻止する阻止位置と、各第3球通路の遊技球の通過を許容する許容位置との間で切換配置可能としたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記阻止部を、前記遊技球通路の数に対応させて設け、前記ゲート部材は、前記阻止位置に配置されている場合にはすべての前記第3球通路の遊技球の通過を阻止し、前記許容位置に配置されている場合にはすべての前記第3球通路の遊技球の通過を許容するようにしたことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記第3球通路の通路幅を遊技球が一列で通過する程度とし、前記ゲート部材が前記許容位置から前記阻止位置へとスライド移動するときの前記阻止部の先端は、前記ゲート部材が前記阻止位置に配置される場合に、前記第3球通路の通路幅方向の一端側から該通路幅方向の中央を越える位置であって他端側に到達しない位置に配置されたことを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記ゲート部材を前記阻止位置に保持するよう付勢する付勢手段を設け、当該付勢手段

の付勢力によって、前記ゲート部材の非駆動時には当該ゲート部材が前記阻止位置に配置され、前記ゲート部材の駆動時には当該ゲート部材が前記許容位置に配置されるよう構成したことを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1に記載の遊技機。

【請求項5】

前記ゲート部材に、前記第1球通路の底部と前記第3球通路の底部とを連結するようにして延び前記第1球通路から前記第3球通路へと遊技球を案内する案内部を、前記阻止部と交互に並べて設けたことを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1に記載の遊技機。

【請求項6】

前記第1球通路は、斜め下方に延びるようにして設けられ、前記第2球通路は、前記1球通路の下流側から下方に折れ曲がるようにして設けられ、さらに前記第3球通路は、前記第1球通路と前記第2球通路との接続部分、又は前記第2球通路の途中部分を始端とし、前記第1球通路と前記第2球通路とのコーナー部分の外側に延びるようにして設けられた構成とし、

前記ゲート部材に、前記第1球通路の底部と前記第3球通路の底部とを連結するようにして前記第1球通路側に向けて延び上面が前記第3球通路側に向けて下方に傾斜した案内部を、前記阻止部と交互に並べて設けたことを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1に記載の遊技機。

【請求項7】

前記ゲート部材とは別体のゲート操作部材を手動操作可能に設け、該ゲート操作部材が手動操作された場合の動作が前記ゲート部材に伝達されることでゲート部材が前記許容位置に移動するようにしたことを特徴とする請求項1乃至6のいずれか1に記載の遊技機。

【請求項8】

前記ゲート操作部材を非操作位置に保持するよう付勢する付勢手段を設け、さらにゲート操作部材を前記ゲート部材に対して非連結状態で設けたことを特徴とする請求項7に記載の遊技機。

【請求項9】

前記ゲート部材が前記許容位置から前記阻止位置へとスライド移動する場合における前記阻止部の先端部を、先細り形状としたことを特徴とする請求項1乃至8のいずれか1に記載の遊技機。